

Japan Business Services

United Kingdom



JBS Update

Contents

会計

| | |
|--|---|
| IFRS、金融資産の保有目的区分の変更..... | 1 |
| IFRS 移行に関する資料..... | 2 |
| ASBJ、金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い..... | 2 |
| ASBJ、債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い..... | 2 |
| ASBJ、棚卸資産の評価に関する会計基準..... | 2 |
| FASB、活発な市場が無い金融資産の時価の決定..... | 2 |
| FASB、変動持分事業体の連結、金融資産の譲渡及びサービス業務ならびに負債の消滅に関する会計処理の修正..... | 3 |
| SEC、IFRS 採用に関するロードマップ..... | 3 |
| 税務 | |
| Pre-Budget Report の分析..... | 4 |
| 過少資本税制問題..... | 4 |

当ニュースレターは各トピックのオリジナル出版物の日本語サマリーであり、詳細につきましてはオリジナルをご参照くださいますようお願い申し上げます。出版物は Ernst & Young ウェブサイトの JBS 内ニュースレターのセクションよりダウンロードできます。アドレスは 5 ページをご参照ください。

Accounting - 会計

IFRS

IASB、「金融資産の保有目的区分の変更」を公表

10月13日、国際会計基準委員会 (IASB) は IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」と IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の修正を承認、公表しました。これを受けて Ernst & Young では IFRS Outlook「Reclassification of Financial Assets」と発行しました。

今回の修正により、金融機関などが保有する特定の金融商品につき一定の状況下においてトレーディング目的の分類から満期保有目的投資、貸付金及び債権ないしは売却可能資産の分類に振り替えることができるようになりました。また今回の修正により、売却可能に分類された一定の金融商品を貸付金及び債権に振替えることも容認されています。

この修正は規制当局からの要望に応える形で行われ、金融機関が、もはや活発な市場で取引されていない金融資産について償却原価で計上することを可能にし、この結果損益の大幅な変動を回避できます。なお非金融機関であっても、トレーディング目的ないしは売却可能資産として計上している金融資産を保有している場合にはこの規定を適用できます。

この修正は 10 月 15 日に EU で承認され、7 月 1 日に遡って適用となります。

IFRS 移行に関する資料の公表

米国における IFRS 適用の機運が高まっていることを受け、米国会計基準から IFRS に変更する際の最初の財務諸表がどうなるかについて、多くの米国企業が検討を始めています。

今回 Ernst & Young がまとめた「Hot Topic」には、IFRS の初度適用に関する主要な項目と、会社が IFRS を適用する際に行わなければならない重要な選択のいくつかについての概要が記載されています。

当 Hot Topic は米国企業向けに作成されたものですが、ご案内のとおり日本においても連結財務諸表は IFRS に移行する方向ですので、米国会計基準適用会社以外の企業においても、大変参考になると思われます。

一方、「IFRS for Audit Committees and Boards of Directors」は、取締役会及び監査委員会向けに、コンバージョンがマネジメントの業務に潜在的に影響を与えるであろう事項を理解する上での一助となるよう作成されています。また、コンバージョンの準備を進める上でどのような事項をマネジメントに質問すべきかについてのガイダンスを提供しています。

日本

ASBJ、実務対応報告第 25 号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」を公表

企業会計基準委員会 (ASBJ) は平成 20 年 10 月 28 日、実務対応報告第 25 号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」を公表しました。当報告は、すでに企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」等により定められている金融商品の会計処理及び時価の算定方法に関して、その理解を促進するため、公表されたものであり、時価の概念、市場価格がない又は市場価格を時価とみなせないため、経営者の合理的な見積りに基づいて時価を算定する場合に留意する事項等について整理しています。

ASBJ、実務対応報告第 26 号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」を公表

ASBJ は平成 20 年 12 月 5 日に実務対応報告第 26 号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」を公表しました。当報告は、最近の金融市場における混乱を背景に、国際会計基準審議会 (IASB) が、平成 20 年 10 月 13 日に国際会計基準 (IAS) 第 39 号と国際財務報告基準 (IFRS) 第 7 号を改正する「金融資

産の保有目的区分の変更」を公表したことに伴い、日本における金融商品会計基準及び金融商品実務指針を見直すかどうかの検討を行った結果公表されたものです。当報告では、有価証券に関して一定の「稀な場合」において、保有目的区分を変更した時には、当面の間、当該有価証券の保有目的区分間の振替ができることとしています。

ASBJ、改正企業会計基準第 9 号「棚卸資産の評価に関する会計基準」を公表

ASBJ は平成 20 年 9 月 26 日、改正企業会計基準第 9 号「棚卸資産の評価に関する会計基準」を公表しました。ASBJ は、会計基準の国際的なコンバージェンスの取組みが加速化している中で、我が国では棚卸資産の評価方法の 1 つとして採用することが認められてきたものの、国際財務報告基準 (IFRS) において採用することが認められていない後入先出法の取扱いを中心に、棚卸資産の評価方法について審議を重ね、今般、後入先出法の採用を認めないことを明示した会計基準を公表したものです。

US

FASB、FSP157-3「活発な市場が無い金融資産の時価の決定」を公表

10 月 10 日、米国財務会計基準審議会 (FASB) は FASB スタッフ意見書 157-3 号「活発な市場が無い金融資産の時価の決定」(FSP157-3) を公表しました。

このガイダンスは市場が活発でない場合における基準書 157 号「公正価値による測定」(FAS157) の適用方法を明らかにしています。FSP157-3 は次の問題に対処することを意図した設例を含んでいます。

- ▶ 関連する観測可能なデータが存在しない場合に提出会社の独自の見積り(期待キャッシュフローや適切に調整された割引率)を時価(Fair value)の算定にあたりどのように考慮すべきか。
- ▶ 活発でない市場において観測可能なデータを時価の算定にあたりどのように考慮すべきか。
- ▶ 時価評価のために入手可能な観測可能データと観測不可能なデータを利用することが合理的であるか否かを判断するに際して、市場からの気配値(例えば、ブローカーからの気配値や同じ又は類

似の金融資産に関するプライシング・サービス)の使用をどのように考慮すべきか。

FSP157-3 は発行とともに、財務諸表がまだ公表されていない過去の期間も含めて適用されます。すなわち、このガイダンスは未だ財務諸表を公表していない場合、9月30日に終了する期間に対しても適用されます。時価評価方法や時価評価の適用方法の変更による修正は基準書154号「会計方針の変更及び誤謬の訂正」(FAS154)のもとでの会計上の見積りの変更として処理されます。

FSP157-3 は FASB ウェブサイトから閲覧頂けます。

FASB、「変動持分事業体の連結」(FIN46R)の修正、「金融資産の譲渡及びサービス業務ならびに負債の消滅に関する会計処理(FAS125改訂)」(FAS140)の修正

FASB は 2008 年 9 月 15 日に公開草案 FIN46R の修正、及び FAS140 の修正を公表しました。Ernst & Young ではこれらをまとめた「Hot Topic」を作成しました。

FIN46R の修正に関する 公開草案は、財務諸表提出会社(以下「会社」)の変動持分事業体(VIE)への関与の透明性に関する懸念や FIN46R の適用における過度に複雑な量的測定に関する懸念に対処しています。

FIN46R の修正に関する公開草案は事業体が VIE か否か、及び会社が Primary Beneficiary か否かに関する継続的な評価を要求しています。公開草案はまた、会社の保有する変動持分が VIE に対する支配的持分であるか否かについての質的な分析を最初に実施することを会社に要求することによって、VIE の Primary Beneficiary 決定に関するガイダンスを修正しています。さらに、公開草案は VIE に関与する企業に対して非常に多くの開示の拡充を要求しており、それらの開示は 2008 年 12 月 31 日に終了する年度の財務諸表からの適用が見込まれています。VIE に該当するか否かに関する要件に変更はありません。

FAS140 の修正に関する公開草案は FAS140 の下、実務がどのように発展したかに関する FASB の懸念やいくつかの売却処理取引について関係者より指摘された問題点について対処しています。また、財務諸表利用者は最近の信用市場における重大な事象の結果として、開示の透明性について懸念を持つようになりました。FASB は譲渡人が引き続き譲渡資産に対してコントロールを維持している状況において資産の消滅の認識

が適切でない状況を明らかにするために資産の消滅要件の変更が必要と考えています。

また、FAS140 の修正に関する公開草案は様々な修正とともに適格特別目的会社(QSPE)の概念を抹消しており、その結果、FIN46R の適用除外規定から QSPE は除外されることとなります。そのため、多くの QSPE が連結対象と評価されることを見込まれています。

SEC、米国企業の国際会計基準(IFRS)採用に関するロードマップを発行

2008 年 11 月 14 日米国証券取引等監視委員会(SEC)は米国企業の作成する財務諸表に対して IFRS を適用するロードマップ(案)を公表しました。Ernst & Young ではこのロードマップ案の中から最も重要な項目のうち、何点かの重要なアップデートについての「Hot Topic」を発行しました。多くの項目は前回の JBS Update でご紹介した「Hot Topic - SEC ロードマップ案」において取り上げられています

Tax - 税務

Pre-Budget Report に対するの分析

英国政府は 2008 年 11 月 24 日に Pre-Budget Report 2008 を公表しました。Ernst & Young ではこれらを分析したレポートを発行しています。

今回の Pre-budget は、発表からわずか 1 週間後に開始される VAT の暫定的減税措置や、日本人駐在員に影響を及ぼす可能性のある個人所得税の増税措置等が盛り込まれており、又、兼ねてより議論が重ねられてきた国外配当の免税制度及びカウンター措置である支払利息の損金算入制限等の導入が発表されたりと、在英日系企業にとって影響が大きいと見られる内容となっています。国外配当免税制度等に係る法案については、12 月に発表される事となっており、今後もその動向を注視する必要があります。

今回の Pre-Budget の税目別の主なポイントは以下の通りです。

法人税

- ▶ 国外配当金の免税制度の導入(中規模以上の法人が受取る一定の株式に係る国外配当金の免税。小規模法人の取扱いについての詳細は不明)
- ▶ 支払利息の損金算入制限規定の導入(連結ベースの外部金融調達コストをベンチマークとした制限やいわゆる Unallowable purpose rule の適用範囲が拡大)
- ▶ 小規模会社の法人税率の引上げの延期(2009 年 4 月 1 日から 2010 年 4 月 1 日適用へ)
- ▶ 欠損金の繰戻還付の期間延長(1 年から 3 年へ)

個人所得税

- ▶ Personal Allowance の縮小(2010/11 年度より、年所得£100,00 以上の個人については Allowance の半額まで、£140,00 以上の個人については Allowance の全額を限度として減少)
- ▶ 新たな課税所得帯の創設(2011/12 年度より、現行最高税率(雇用所得等 40%、配当 32.5%)の区分の上に更に新たな区分(雇用所得等 45%、配当所得 37.5%)を創設)

VAT

- ▶ 税率の暫定的引下げ(2008 年 12 月から 2009 年 12 月迄の間 17.5%から 15%へ)

世界金融危機による多国籍企業の過少資本税制問題への影響

2007 年 8 月に米国で始まったサブプライムローン問題を発端に、昨今、世界金融危機が各国の金融システムの混乱、及び世界経済の停滞を招いていますが、この金融危機は英国に於ける過少資本税制にも影響を及ぼしています。Ernst & Young ではこれらをレポートにまとめました。

英国に於ける過少資本税制は OECD Model Tax Conversion の第 9 条に謳われている独立企業間価格原則に基づいており、企業の過少資本税制問題を検討するにあたって、この金融危機の下での市場状況を考慮した過少資本の分析、及び既存の過少資本分析の再検討の必要性が高まっています。このような現在の特殊な市場状況の下で過少資本分析を行う際には下記の点について注意する必要があります。

- ▶ 2007 年 8 月以降に行われた関連者間からの借入においては、金融危機の状況下に於いて第三者間で行われた比較対象取引のデータに基づいて借入額、及び金利のレベルの分析を行う必要があります。
- ▶ 過少資本における事前合意(Advance Thin Capitalisation Agreement (ATCA))を過去に英国税務当局と合意した企業においては、合意中の条件を金融危機の状況下でも守れているかどうか、又、英国税務当局と ATCA についての再交渉の場を設ける可能性も検討する必要があります。変化の著しい昨今の金融市場の中、ATCA を合意していない企業におきましては、支払利息の損金算入額につき、より高い確実性を得るために、ATCA 申請を行うことの重要性が高まってきています。

About Ernst & Young

Ernst & Young is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. Worldwide, our 130,000 people are united by our shared values and an unwavering commitment to quality. We make a difference by helping our people, our clients and our wider communities achieve potential.

For more information, please visit www.ey.com/uk.

Ernst & Young refers to the global organization of member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients.

日系企業への影響

昨今、英国や欧州各国で事業を展開する日系企業や他の多国籍企業において、関連者間金融取引をより効率化するために、グローバルな規模で、もしくは地域毎に金融子会社や金融センターを設ける傾向が高まっています。これに伴い関連者間金融取引の規模及びその件数は増加傾向にあります。従いまして、金融危機の下で英国も含めた各国の税務当局が更にこのような関連者間金融取引における過少資本の問題を厳しく調査してくることが想定されます。英国税務当局が考慮してくる可能性がある問題点については下記の例が挙げられます。

- ▶ 今まで関連者間金融取引に適用されてきた既存の金利のレベルが、金融危機の下での第三者間の市場金利と比較して、独立企業間価格原則に基づいたものであるかどうか。
- ▶ 金融危機に伴い貸し手が貸し付けについてより保守的になりつつある中で、借り手が第三者であったならばその貸し付け自体が行なわれていなかったのではないか。

又、このような景気減退の中で多くの企業が経費削減に焦点を当てる傾向が見受けられますが、合わせて税務コストの削減も検討する必要があります。移転価格を適切に利用し合法に税務コストを削減する手法は米国及び欧州の多国籍企業で広く運営されています。この件につきましては前回のニュースレターの中でも記載させて頂いております。

尚、このトピックに関してご質問等ありましたら下記担当者までご連絡を頂ければ幸いです。

移転価格・過少資本チーム

Jo Myers (Director) : 020 7951 1127 (jmyers@uk.ey.com)

Eriko Hirai (Director) : 020 7951 2297 (ehirai@uk.ey.com)

Takeshi Suzuki (Senior Economic Analyst) : 020 7951 6184 (tsuzuki@uk.ey.com)

当ニュースレターについてご質問等ございましたら、ジャパン・ビジネス・サービスの下記担当者または JBS@uk.ey.com までご遠慮なくご連絡ください。

Japan Business Services Contacts

Eamonn McGrath +44 (0)20 7951 2082 emcgrath@uk.ey.com

Tokuya Takizawa +44 (0)20 7951 5335 ttakizawa@uk.ey.com

ニュースレター及びオリジナル出版物は下記サイトでご覧になれます。

http://www.ey.com/global/content.nsf/UK/JBS_-_News

The UK firm Ernst & Young LLP is a limited liability partnership registered in England and Wales with registered number OC300001 and is a member firm of Ernst & Young Global Limited.

Ernst & Young LLP, 1 More London Place, London SE1 2AF.

© Ernst & Young LLP 2008. Published in the UK. All Rights Reserved.

Information in this publication is intended to provide only a general outline of the subjects covered. It should neither be regarded as comprehensive nor sufficient for making decisions, nor should it be used in place of professional advice. Ernst & Young LLP accepts no responsibility for any loss arising from any action taken or not taken by anyone using this material.

DPD5529